

# 【岐阜県】新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

令和5年1月4日現在

		支援策	対象	概要	問合せ先
事業者向け 事業継続 資金繰りへの 支援	1	伴走支援型特別保証	貸付 売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年より15%以上減少した事業者等の借入債務を保証。 ・融資限度額：6千万円／償還期間：10年以内（据置5年以内）／融資利率：金融機関所定	<a href="#">県信用保証協会</a> ☎0120-015-047
	2	セーフティネット保証	貸付 売上が一定程度減少した事業者	・<保証4号>直近の売上が前年より20%以上減少した事業者等に対して、通常の保証枠とは別枠で、借入債務を100%保証。 ・<保証5号>直近の売上が前年より5%以上減少した事業者等に対して、通常の保証枠とは別枠で、借入債務を80%保証。	<a href="#">中小企業庁</a> <a href="#">支援策ホームページ</a>
	3	新型コロナウイルス感染症特別貸付	貸付 売上が一定程度減少した事業者	直近の売上が前4年のいずれかの年の同期より5%以上減少した事業者等に対し、通常の融資枠とは別枠で無担保による貸付を実施。一律金利とし、融資後の3年間まで09%の金利引下げを実施（据置期間は最長5年）。	<a href="#">日本政策金融公庫</a> <a href="#">支援策ホームページ</a>
	4	マル経融資 （小規模事業者経営改善資金）	貸付 売上が一定程度減少した事業者	直近の売上が前4年のいずれかの年の同期より5%以上減少した小規模事業者に対し、通常の融資枠とは別枠で貸付（融資後3年間まで金利09%引下げ）。一定要件を満たした場合、借入後3年間無利子。	<a href="#">日本政策金融公庫</a> <a href="#">支援策ホームページ</a>
	5	危機対応融資	受付終了 売上が一定程度減少した事業者	直近の売上が前4年のいずれかの年の同期より5%以上減少した事業者等に対して、一律金利とし、融資後の3年間まで09%の金利引下げを実施（据置期間は最長5年）。一定要件を満たした場合、借入後3年間無利子。	<a href="#">商工組合中央金庫</a> <a href="#">支援策ホームページ</a>
	6	経営環境変化対応資金 （セーフティネット貸付）	貸付 経営状態が悪化した事業者	「売上が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて対象とした融資制度。	<a href="#">日本政策金融公庫</a> <a href="#">支援策ホームページ</a>
	7	衛生環境激変対策特別貸付 （特別貸付）	貸付 売上が一定程度減少した旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方	・直近の売上が前年又は前々年より10%以上減少した生活衛生関係営業者等に対する融資制度。 ・旅館業者:限度額3,000万円、飲食店営業および喫茶店営業:限度額1,000万円/償還期間15年以内。	<a href="#">日本政策金融公庫</a> <a href="#">支援策ホームページ</a>
	8	危機対応融資	受付終了 売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前4年のいずれかの年の同期より5%以上減少した事業者等に対し資金繰り支援を実施。 ・貸付期間：設備20年以内、運転15年以内。	<a href="#">経済産業省</a> <a href="#">支援策ホームページ</a>
	9	農林漁業セーフティネット資金	貸付 農林漁業者	資金繰りに著しい支障を来している農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を貸付。 貸付条件：貸付当初5年間実質無利子/実質無担保/貸付限度額1,200万円等	<a href="#">日本政策金融公庫</a> <a href="#">支援策ホームページ</a>
	10	林業・木材産業災害復旧対策保証	貸付 林業・木材産業者	・経営の維持安定が困難な林業、木材産業者に対する貸付。 ・債務保証の当初5年間の保証料免除、保証限度額8,000万円。	<a href="#">農林漁業信用基金</a> <a href="#">支援策ホームページ</a>
	11	既往債務の借換資金への信用保証	貸付 林業者	・民間金融機関を利用して債務を借り換える際、農林漁業信用基金の信用保証を条件に、利子助成（窓口：全木連） ・債務保証の当初5年間の保証料免除、3億または必要額のいずれか低い額	<a href="#">（独）農林漁業信用基金</a>